第一条中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第三条の見出し中「国税犯則取締法」を「国税通則法」に改め、同条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法」に、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に、「外」を「ほか」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法」に、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第三項中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法」に、「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改める。

第五条の見出しを「（国税通則法等の特例）」に改め、同条中「についての国税犯則取締法」を「についての国税通則法」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改める。

附則第五十五条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の六第七項」を「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の六第五項」に、「平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」を「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」に改める。

附則第六十五条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十一第七項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」に改める。

附則第八十二条第二項中「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の九第八項第五号」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十六条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改める。

附則第二十二条第一項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改め、同表第五項の項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加える。

附則第三十三条第一項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同表第五項の項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「、第六十八条の十五の五第五項」を加える。

附則第六十一条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十五条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十九年新震災特例法」に、「同日」を「当該避難等指示が解除された日」に改める。

附則第六十三条第二項及び第六十五条第二項中「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十九年新震災特例法」に、「同日」を「当該避難等指示が解除された日」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十条第三項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで」に、「とする」を「とし、同年四月一日から同年十二月三十一日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十九の三第十四項の規定の適用については、同項中「同項の規定の適用を受けている」とあるのは「同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けた」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とする」に改める。